

令和2年5月25日

放課後児童クラブ保護者 各位

銚田市新型コロナウイルス対策本部長 岸田 一夫

市内小学校の分散登校期間における放課後児童クラブの利用について
(登所自粛期間の延長及び開所時間変更)

日頃より、保護者の皆様には放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国の緊急事態宣言及び茨城県が特定警戒都道府県に指定されたことに伴い、令和2年5月31日(日)を期限として可能な限り家庭での保育にご協力をお願いしてきたところです。

市内小学校においては、6月5日(金)まで分散登校になることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、放課後児童クラブの登所自粛期間を6月7日(日)まで延長させていただくことになりましたので、引き続き、保護者の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

記

感染拡大防止のため、ご自宅で保育ができる場合は、児童クラブへの登所を自粛いただきますようご協力をお願いいたします。

また、これまで放課後児童クラブにおいては1日保育を実施してまいりましたが、6月1日(月)からの学校授業日における放課後児童クラブの開所時間につきましては、放課後(授業終了後)からの開所となりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

- 1 自粛要請期間：令和2年4月20日(月)～令和2年6月7日(日)まで
- 2 対象施設：市内公私立放課後児童クラブ
- 3 開所時間：令和2年5月31日(日)まで 1日保育
令和2年6月1日(月)～ 放課後(授業終了後)から

お問い合わせ先

銚田市役所 子ども家庭課 子育て支援係
TEL0291-36-7935(直通)